入 札 公 告

次のとおり一般競争入札(最低価格落札方式)に付します。

令和7年10月23日

経理責任者 独立行政法人地域医療機能推進機構 総務部長 山田 康博

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 13

- 1 調達内容
- (1) 品目分類番号 26
- (2)調達件名独立行政法人地域医療機能推進機構

本部事務棟・研修棟及びJCHO研修センターの電気の調達

①独立行政法人地域医療機能推進機構 事務棟

予定契約電力 : 151kW

予定使用電力量: 415, 436kWh

②独立行政法人地域医療機能推進機構 研修棟

予定契約電力 : 44kW

予定使用電力量: 79, 247kWh

③独立行政法人地域医療機能推進機構 JCHO 研修センター

予定契約電力 : 66kW

予定使用電力量:104,037kWh

- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び調達仕様書による
- (4) 履 行 期 間 令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで
- (5) 履 行 場 所 独立行政法人地域医療機能推進機構の指定する場所
- (6) 入 札 方 法 一般競争入札(最低価格落札方式)
 - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとすること。
 - ② 入札書に記載する金額は、力率は100%とし、単価固定型の場合、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)、使用電力量に対する単価(電力量料金単価)及び必要な調整額等(下記※)を根拠とし、あらかじめ当機構が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

市場連動型の場合、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月まで)から令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)までの3年間におけるJEPX(日本卸電力取引所)エリアプライス平均単価及び必要な調整額等(下記※)を根拠とし、あらかじめ当機構が別途提示する30分使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

※燃料費調整を必要とする場合、燃料価格変動の調整額は令和7年度(令和7年7月から令和7年10月まで)の4ヶ月における平均金額を用いること。(別紙3「燃料費調整単価一覧」参照)

※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は令和7年5月分からの金額を用いること。(別紙4「再生可能エネルギー発電促進割賦金単価のお知らせ」参照) ※容量拠出金について、需要家側の負担額を契約年度の想定単価で見込むこと。

- ③ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- 2 競争に参加する者の必要資格に関する事項
- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。) 第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又 は被補助者であっても契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の 理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32 条第1項各号に揚げる者
- (2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実が あった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他 の使用人として使用する者についても、同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の 品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を 妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- (3) 令和7年度以降、全省庁統一資格において、「物品の販売」で「A」「B」又は「C」の 等級に格付けされ、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。 (会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき 再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、「関東・甲信越地域」 の一般競争参加資格の再認定を受け、「A」「B」又は「C」等級に属していること。)
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において 虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が 極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時まで の期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から契約指名停 止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ船員保険
 - エ 国民年金
 - 才 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
 - (注)各保険料のうちオ及び力については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (7) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

- (8) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 購入される電力を経理責任者が指定する日時、場所に十分供給することができるものであること。
- (10) 温室効果ガス等の排出削減に配慮する観点から、調達仕様書に記載する基準を満たせる者であること。
- (11) その他、当機構が不適当と認める者に該当しないこと。
- 3 入札手続き等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒108-8583 東京都港区高輪 3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部 総務課 会計係 (清田)

電話:03-5791-8255 (会計係直通)

mail: honbukaikei@jcho.go.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

本公告日から令和7年11月28日までに「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付) と引き換えに上記3(1)の交付場所にて交付する(土曜日、日曜日及び国民の祝日 を除く9時00分から17時00分まで)。

- 1. 来所による交付を希望する場合 3(1)の交付場所にて交付する。※必ず事前連絡すること。
- 2. 郵送による交付を希望する場合 「機密保持に関する誓約書」、返信用封筒(レターパック等)、担当者の名刺を 同封し、3(1)まで郵送すること。(期日必着)郵送費用は請求者負担とする。
- メールによるデータ交付を希望する場合 「機密保持に関する誓約書」(PDF)、「担当者の名刺」(PDF) をメールに添付 し、3(1) mail まで送付すること。また、「機密保持に関する誓約書」の原 本を3(1)まで郵送すること。
- (3) 入札書の提出期限

令和7年12月10日(水)17時00分まで

(4) 入札日時

令和7年12月11日(木)10時00分より 独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟3階会議室

(5) その他

提出された入札参加申込書等は原則返却しない。

4 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記3 (2)により交付される入札説明書(入札関係書類)に基づき上記2 (5)の競争参加資格に関する証明書等を令和7年12月1日(月)17時00分(入札前提書類等の提出期限)までに提出しなければならない。競争参加者は入札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

入札者の競争参加資格に関する証明書等は当機構において審査するものとし、参加 資格を有すると認めた者には競争参加資格確認通知書を送付する。

(4) 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、本公告及び入札説明書に示した入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 落札者及び契約価格の決定方法

本公告及び入札説明書に示した役務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を 決定する。

落札者が決定した時は直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者 を契約の相手方とする。

(7) 応募に関する留意事項

① 資料の取り扱い

当機構が提示する資料及び回答書は、入札参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、 当機構の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示する ことを禁止する。

② その他

当機構が提示する資料及び回答書は、本公告及び入札説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in the headquarters office building, training building, and JCHO training center of Japan Community Health Care Organization Contracted electricity 151 kW, 44 kW, 66 kW. (From April 1, 2026 until March 31, 2027)

- (2) Time-limit for tender: 5:00 PM on Wednesday, December 10th, 2025
- (3) Contact point for the notice: Emiko Kiyota treasurer, General Affairs
 Division, General Affairs Department, Japan Community Healthcare
 Organization Headquarters, 3-22-12 Takanawa, Minato-ku, Tokyo, 108-8583 Japan,
 TEL 03-5791-8255

(以 上)

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

印

独立行政法人地域医療機能推進機構

総務部長 山田 康博 殿

住 所 (所在地)

氏 名(法人名)

(代表者名)

E-mail :

_ (以下「当社」という。) は、独立行政法人地域医療機

能推進機構本部事務棟・研修棟及びJCHO研修センターの電気の調達の検討(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
 - (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
 - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
 - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
 - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
 - (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

- 第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。
- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するもの とし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表し ません。
 - 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係す

る、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び 退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全 の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者 及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができる ものとします。
 - (1) 顧問弁護士、会計監査人
 - (2)機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
 - (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合に おける当該官公署
 - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、 直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返 環又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、 当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものと します。
- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上